

○金融庁
財務省 告示第 号

資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、顧客資産から除かれる取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（令和二年五月一日）から適用する。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の六第四号の規定に基づき、顧客資産から除かれる取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十八条の六第三号の規定に基づき、顧客資産から除かれる取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。</p>